

# 入ってるよね？自転車保険。



埼玉県では、自転車の利用によって他人にケガをさせた場合に**損害を補償できる保険等への加入**が義務付けられています。

## 自転車事故の 高額賠償事例



さいたまっち

約 **9,521** 万円

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

未成年のお子さんが  
自転車に乗る際は、  
保護者の責任で  
自転車損害保険等に加入  
しなければなりません。

## 保険の内容を確認しましょう!!

保険によっては、有効期限が決まっていたり、毎年の更新が必要となる場合もあります。

裏面のチェックシートで自転車保険の加入状況を確認してみましょう！



埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課  
TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757

